

# 監査役を設置している株式会社の皆様へ ～重要なお知らせ～

松山地方法務局

平成27年5月1日に会社法の一部を改正する法律等が施行され、同日から、監査役の監査の範囲が会計に関するものに限定する旨の定款の定め（以下「会計限定監査役の定め」という。）がある株式会社は、平成27年5月1日以降、最初に監査役が就任、重任又は退任する登記を申請する際に、その旨の登記をしなければならないことになりました。

（\* 特例有限会社は、この登記を行う必要はありません。）

## 1 対象となる会社

次の(1)ないし(3)の株式会社について、それぞれの条件に全て該当する場合は、「会計限定監査役の定め」の登記を行うことが必要です。

### (1) 平成18年4月30日以前に設立した株式会社

- ① 資本金は1億円以下である（平成18年5月1日当時、資本金が1億円以下であり、かつ、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計が200億円未満である。）。
- ② 発行する株式の全部に譲渡制限の規定がある（平成18年4月30日以前から現在まで）。
- ③ 監査役の監査の範囲について、定款を変更していない（平成18年5月1日から現在まで）。
- ④ 監査役会及び会計監査人を設置していない。

### (2) (1)に該当しない平成18年4月30日以前に設立した株式会社

- ① 平成18年5月1日以降に、発行する株式の全部に譲渡制限の規定を設定した。
- ② 定款に会計限定監査役の定めがある。
- ③ 監査役会及び会計監査人を設置していない。

### (3) 平成18年5月1日以降に設立した株式会社

- ① 発行する株式の全部に譲渡制限の規定がある。
- ② 定款に会計限定監査役の定めがある。
- ③ 監査役会及び会計監査人を設置していない。

## 2 添付書類

### (1) 1の(1)の株式会社

会計限定監査役の定めが記載された定款又は別紙の証明書

### (2) 1の(2)及び1の(3)の株式会社

会計限定監査役の定めが記載された定款又は当該定めを決議した株主総会議事録

## 3 登録免許税

1社につき1万円(ただし、資本金が1億円を超える場合は3万円)

\* 役員変更登記と同時に申請する場合は、追加の登録免許税は必要ありません。

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定  
款の定めがあることを証する書面

当会社は、平成18年5月1日当時、現に資本の額が1億円以下であり、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円未満である株式会社であったことから、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第53条の規定により、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるとみなされており、その後現在に至るまで当該定款の定めの設定又は廃止に係る株主総会の決議をしておらず、当該みなされた事項を定款に反映していないため、定款又は株主総会の議事録を添付することができませんが、当会社は当該定款の定めがあるとみなされた株式会社であることを証明します。

平成 年 月 日

本店 愛媛県

商号

資格

氏名

\* 登記所への届出印を押印してください。